

代行申請の事例(京都府舞鶴市)

19条6項(19条5項指定の代行申請)で民間測量成果を全国で初めて指定!

- ・ 京都府がH30年度に地籍アドバイザーによる19条5項指定制度に関する研修を実施
 - ・ 舞鶴市がR2年度に地籍アドバイザー派遣を依頼し、19条5項指定の代行申請を個別相談
 - ・ 申請可能な民間測量成果のある地区(例:比較的規模の大きい宅地分譲地で精度の高い地積測量図が存在)を洗い出し、地籍アドバイザーの助言を受けてR4年2月に代行申請
- R4年7月に指定が完了(全国で初事例)** (隣接地区はR5年9月に代行申請があり、R5年11月に指定完了)

測量実施主体

セキスイハイム近畿株式会社

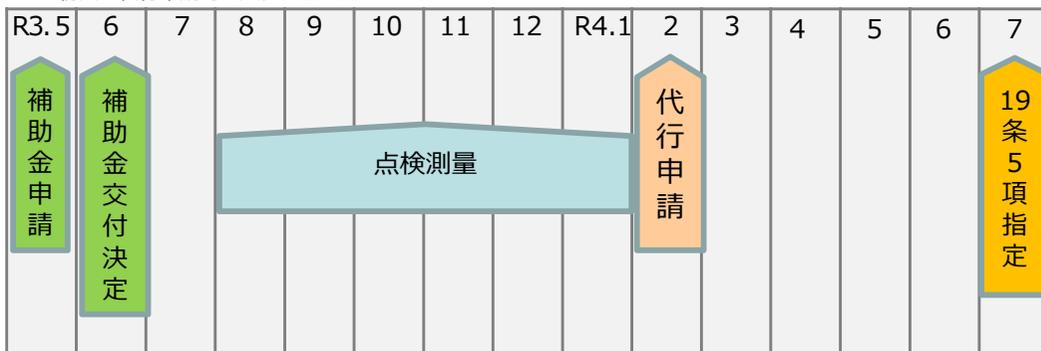
既存測量成果の概要

(行永桜通り地区)

- ・ 72筆、0.0142km²
- ・ H22.4～6測量・調査

代行申請までのスケジュール

※初回の代行申請時のスケジュール



対象地区位置図



対象地区



隣接地区の概要 (R5申請)

- ・ 68筆、0.0133km²
- ・ H17.8～11測量・調査
- ・ R4.5補助金申請
- ・ R4.5交付決定
- ・ R4.8～R5.2点検測量
- ・ R5.9代行申請
- ・ R5.11指定完了



代行申請の事例(京都府舞鶴市)

申請の契機

- 比較的規模の大きい宅地分譲地で精度の高い地積測量図がまとまっているエリアの存在
 - ・ 街区基準点を与点とした世界測地系座標の地積測量図で登記され、標識も残っている
 - ・ 宅地分譲地は確定測量を行っている場合が多く、現地標識と測量成果が相違する可能性が低いため、地区住民の認識とも合致し理解が得やすいと考えた

申請する際の懸念事項及びその対応

- 測量実施主体（開発業者）に理解してもらえるか

→ 指定のメリットや負担が無い事を丁寧に説明

- ・ 指定により、精度の高い測量成果であることが公的に認められる

- ・ 申請手続きは市が代行するため、成果の提供以外は開発業者側ですることは特にない



- 民間測量成果が地籍調査と同等以上の基準・精度があるのか

→ 点検測量を実施して精度を確認

- ・ 現存していた境界標識で点検測量を実施し要件をクリア

- 法務局との協議 → 指摘事項について説明

- ・ 点検測量による精度確認の内容等について説明

- 地籍アドバイザーからの助言

- ・ 筆界点検測量の手法（点検内容や数量等）
- ・ 公差を超えた場合の対応 等



代行申請の事例(京都府舞鶴市)

測量成果の収集方法

- 世界測地系座標で地積測量図が作成されたと考えられる概ねH18年以降のDID地区内の宅地分譲地で、現地の境界標識が概ね残っている地区を抽出
- 開発業者に連絡 → 成果の借用について相談
- 測量の請負業者に連絡（開発業者の了承の下） → 不明点の確認やデータのやりとり等
- 必要な成果は約1ヶ月程度で準備

代行申請を活用したメリット

- 地籍調査に比べて期間・作業内容・経費が全て縮減された
 - ・ 境界確認や境界標埋設等の省略・縮減できる工程があり、比較的安価で実施
- 開発業者に19条5項指定制度へ関心を持ってもらう良い機会となった
 - ・ 制度等について説明することで将来に向けた継続的な協力が期待できる

代行申請での懸念事項

- 精度が公差を超えていた場合は、作業量の大幅な増加が懸念される
 - ・ 点検測量の結果が公差の範囲に収まらない場合は、地積更正が必要になる可能性がある
 - ・ その場合は開発業者や住民の理解を得るのが困難 → 地区の選定（事前調査）が重要
- 現地状況や既存成果の現存具合に合わせた柔軟な対応には相当の測量知識が必要
 - ・ 経験豊富な地籍アドバイザーからの助言が有効。支援により申請まで完了できた。